明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | |
|---|---|
| | 又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る輸出事業計画に係るものに限る。）<br>二　第五十三条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務 |

（登録免許税法の一部改正）

**第八条**　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八十七号の三を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 八十七の三　輸出証明書に係る登録発行機関の登録又は施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関の登録 | | |
| (一)　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第二条第四項（登録発行機関の登録）の登録発行機関に係る登録（更新の登録を除く。） | 登録件数 | 一件につき九万円 |
| (二)　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第二条第四項の登録認定機関に係る登録（更新の登録を除く。） | 登録件数 | 一件につき九万円 |

総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

**法律第五十号**

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　基本的施策（第十一条―第十六条）
附則

**第一章**　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

**第三条**　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。

二　全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

三　障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

四　デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務等）

**第四条**　国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3　国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

（事業者の責務）

**第五条**　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

**第六条**　国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

**第七条**　国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（障害者等の意見の尊重）

**第八条**　国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。